

労働情報なごや

2019冬

「働き方」が変わります！！

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます

働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目的とした「働き方改革関連法」が昨年7月に公布され、2019年4月1日から順次施行されます。主な内容として以下に3つのポイントを紹介します。

Point 1

時間外労働の上限規制 が導入されます！

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。

施行：2019年4月1日～（中小企業は2020年4月1日～）

Point 2

年次有給休暇の確実な取得 が必要です！

使用者は、10日以上の子年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

施行：2019年4月1日～

Point 3

正規雇用労働者と 非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間で 基本給や賞与などの個々の待遇ごとに 不合理な待遇差が禁止されます。

施行：2020年4月1日～（中小企業は2021年4月1日～）

「働き方改革関連法」の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

愛知県の特定最低賃金改正のお知らせ

～ 平成30年12月16日から発効 ～

愛知県内の特定の産業に適用される5業種の特定最低賃金について、昨年12月16日に改正されました。

このため、すでに昨年10月1日に改正されている「愛知県最低賃金」と併せ、愛知県の最低賃金（時間額）は、次のとおりとなります。

《地域最低賃金》

| 最低賃金名 | 時間額 | 発効日 |
|---------|-------|------------|
| 愛知県最低賃金 | 898 円 | 平成30年10月1日 |

《特定最低賃金》

| 最低賃金名 | 時間額 | 発効日 |
|-----------------------------------|-------|-------------|
| 製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業 | 957 円 | 平成30年12月16日 |
| はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 | 928 円 | |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | 901 円 | |
| 輸送用機械器具製造業 | 936 円 | |
| 自動車（新車）小売業 | 921 円 | |

詳しくは、愛知労働局ホームページ（<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/>）または、事業所の所在地を管轄する労働基準監督署にお尋ねください。

| 労働基準監督署 | 電話番号 | 市内管轄区域 |
|-------------|--------------|---------------------|
| 名古屋北労働基準監督署 | 052-961-8653 | 東、北、中、守山 |
| 名古屋南労働基準監督署 | 052-651-9207 | 中川、港、南 |
| 名古屋東労働基準監督署 | 052-800-0792 | 千種、昭和、瑞穂、熱田、緑、名東、天白 |
| 名古屋西労働基準監督署 | 052-481-9533 | 西、中村 |

働く人のお悩み相談ダイヤル

愛知県労働者福祉協議会・連合愛知

勤労者安心ネットワークセンターのご案内

勤労者安心ネットワークセンターは、勤労者がかかえるさまざまな問題のご相談にお応えします。相談は無料です。お気軽にご相談ください。

電話：0120-81-1505

開設時間：月～金（祝日除く）10：00～12：00／13：00～16：00

相談内容：多重債務、共済・保険、住宅相談、介護、学費、労働相談、結婚・冠婚葬祭、健康等

URL：<http://www.rengo-aichi.or.jp/anshinn/>



ハロトレくん

ハロートレーニング

—— 急がば学べ ——

就職に向けてスキルを身につけたい

ハロートレーニング（公的職業訓練）

ハロートレーニングは、希望する仕事に就くために必要な職業スキルや知識などを習得することができる公的
制度です。国や都道府県が実施する職業訓練で、「公共職業訓練」と「求職者支援訓練」があり、原則無料で受
講することができます。（テキスト代等は実費負担）

「就職したいが、未経験だから不安…」

「介護職に就きたいが、

資格がなくて働けるか心配」

「パソコンを覚えて就活したいけど、

学校に行く費用がない」など

新たなスキルを身につけ、

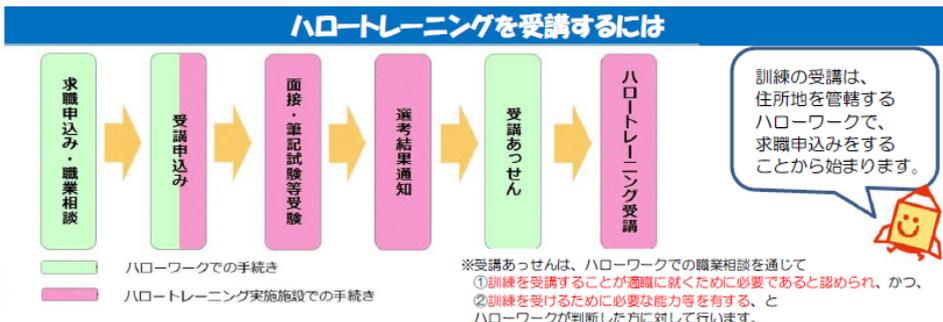
就職活動に活かせませんか？

主な内容

- ・職業に関する知識や技能・技術を身に付ける
- ・コミュニケーション能力や、ビジネスマナーを学ぶ
- ・履歴書・職務経歴書の書き方、ジョブカード作成支援
- ・訓練校とハローワークが積極的に就職をサポート

詳しくは、愛知労働局ホームページ (https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_kunren.html) または、ご住所の所在地を管轄するハローワークにお尋ねください。

| ハローワーク | 電話番号 | 市内管轄区域 |
|------------|-----------------------------------|------------------|
| ハローワーク名古屋中 | 052-582-8171 (2/12より 855-3740) | 北、西、中村、中、中川 |
| ハローワーク名古屋南 | 052-681-1211 | 瑞穂、熱田、港、南、緑 |
| ハローワーク名古屋東 | 052-774-1115 | 千種、東、昭和、守山、名東、天白 |



訓練の受講は、
住所を管轄する
ハローワークで、
求職申込みをする
ことから始まります。

仕事と介護の両立支援策

— ご存知ですか？ 育児・介護休業法 —

「育児・介護休業法」では、家族の介護を行う労働者が利用できる介護休業制度（要介護状態の家族介護のため、対象家族1人につき通算93日、3回まで分割取得が可能）や、介護のための所定労働時間短縮措置や残業の免除、半日単位の取得が可能な介護休暇制度を定めています。

事業主と労働者の皆さまには、育児・介護休業法の趣旨・内容を御理解いただき、制度の活用と制度を利用しやすい環境づくりを進めていただきますようお願いいたします。

○育児・介護休業法の詳細や介護施策は、厚生労働省ホームページでご確認いただけます

★介護施策について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/index.html

★育児・介護休業法について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

※ 記事に関するお問合せは愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課 (052-857-0312) までどうぞ

名 古 屋 市

無料

労働に関する

出 前 講 座

人材の定着を考える中小企業や、経営者団体等を主な対象に、労働時間管理や労働法令の改正等に関する研修、心の病に対する知識や対応を学ぶメンタルヘルス研修を実施する専門家（社会保険労務士、心理カウンセラー）を派遣します。（※平成31年3月30日までに実施する勉強会や講演会などで、15人以上が参加する行事が対象）

【労働関係法令研修】

- 労務管理の基礎知識、社会保障制度等
- 最近の労働法令の改正情報

※今年度のメンタルヘルス対策支援研修の募集は定員に達したため終了しました



【講座時間】

50分以上2時間以内

【日時】

月曜日～金曜日 午前10時～午後9時

【場所】

実施団体でご用意下さい（名古屋市内）

〈問合せ先〉名古屋市市民経済局産業労働課 TEL 052-972-3146
 ※詳しくは、名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。
<http://www.city.nagoya.jp/shiminkeizai/page/0000055285.html>

名古屋市 中小企業 出前講座

検索

～ 職場での**トラブル**や**悩みごと**はありませんか？ ～

【名古屋市市民相談室 労働相談】のご案内

名古屋市では、雇用、賃金、解雇などの労働に関する問題でお困りの市内在住または在勤の方を対象に、市民相談室で専門家による労働相談を行っています。

相談受付：月～金曜日（祝休日・年末年始を除く）
 午前9時～11時45分・午後1時～3時45分

電 話：052-972-3163

場 所：名古屋市役所西庁舎1階（名古屋市中区三の丸三丁目1番1号）

: rodosodan@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp

※Eメールによるご相談は、氏名（可能な限り）、性別、年代、お住まい又は勤務地の区を記入し、相談内容についてなるべく詳しくお書きください。

◆相談無料

◆秘密厳守